# 司法書士による

# 年後見制度專門相談会

福祉サービスの苦情相談や成年後見制度に関すること、判断能力が不十分な方の権利を 守るための相談ができます。

# 【日にち・場所】

①令和 6 年 5 月 14 日(火) 秋川ふれあいセンタ-

②令和6年7月9日(火) 秋川ふれあいセンター

③令和6年9月10日(火) 五日市地域交流センター

④令和6年11月12日(火) 秋川ふれあいセンター

⑤令和7年1月14日(火) 秋川ふれあいセンター

⑥令和7年3月11日(火) 秋川ふれあいセンター

#### 【定員】

1回につき3組まで (予約制•先着順)





無料相談

自分の将来が心配…

任意後見ってなんだろう?



#### 成年後見制度ってよく

聞くけど、どんな制度なの? 障がいのある子どもの将来 のためにできることは?



- (1)午後2時00分~午後2時40分
- (2)午後2時45分~午後3時25分
- (3)午後3時30分~午後4時10分

## 【象校】

市内在住で、成年後見制度や判断能力が不十分な方の権利を守る ための相談をしたい方

# 【その他】

障がい等により会場へ来ることが難しい方は電話にてご相談ください。 訪問等による相談対応も可能です。

## 【申込み】

あきる野市社会福祉協議会 相談支援係 **8 042-533-3548** 

## 司法書士とは?

専門的な法律の知識に基づき、登記並びに供託の代理、裁判所や検察庁、 法務局等に提出する書類の作成提出等を行う。成年後見制度申立書類作成や 後見人等候補者も受任する専門職です。









